

名古屋市企画競争実施ガイドライン

平成24年 7月23日

24財契第24号

改正 令和 4年 9月16日 4財契第38号、令和 5年12月21日 5財契第65号、令和 6年 3月15日 5財契第87号

(趣旨)

第 1条 このガイドラインは、企画競争を実施することができる要件、実施するにあたっての遵守事項及び標準的な手続を定めることにより、企画競争における公正性、透明性及び競争性を確保することを目的とするとともに、適切な企画競争のあり方について示すものである。

(定義)

第 2条 このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 企画競争

一定の条件を満たす者を公募又は指名し、業務に係る実施方針、実施体制及び技術等に関する提案を受け、当該提案の審査及び評価を行うことにより、契約候補者として最も優れた者などを選定する方式をいう。

なお、企画競争のうち、業務を実施するにあたって最も適した「能力を有する者」を選定する方式をプロポーザル方式といい、最も優れた「提案」を選定する方式をコンペ方式という。

(2) 公募型

企画競争のうち、提案者を公募により募集し、その提案者のうち参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。

(3) 指名型

企画競争のうち、あらかじめ選定した複数の者を指名し、その指名した者から提案を受ける方式をいう。

(4) 一般競争入札

入札情報を公告し、不特定多数の者を誘引して入札により申込みをさせる方法により競争に付し、予定価格の制限の範囲内で最も有利な価格をもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(5) 総合評価落札方式

一般競争入札のうち、契約の性質又は目的から価格のみにより落札者を決定し難いときに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(6) 市長等

市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合はその者をいう。

(7) 外部評価委員

本市職員以外の者であって、最も優れた事業を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に定める附属機関（以下「附属機関」という。）として条例により評価委員会を設置するときは、当該評価委員会において評価を行う非常勤職員をいう。

（適用）

第3条 このガイドラインは、公正性、透明性及び競争性の高い他の企画競争に係る手続を採用することを妨げるものではない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約については、このガイドラインの対象外とする。

（契約方法の選定）

第4条 市長等は、契約方法の選定にあたっては、一般競争入札を優先して検討しなければならない。

2 前項の選定にあたり、契約の性質又は目的から価格のみに基づく一般競争入札により契約の相手方を選定し難い場合は、地方自治法施行令（昭和22年

政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10の2第1項に定める総合評価落札方式の実施を検討するものとする。

- 3 市長等は、前2項の方式により難しい場合において、次に定める要件のいずれかに該当するときに限り、企画競争を実施することができる。
 - (1) 高度な知識又は専門的な技術を必要とし、本市において仕様を定めることが困難であるとき。
 - (2) 新規性又は創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないとき。
- 4 市長等は、前3項の契約方法の選定のため、複数の者に対して、情報収集及び調査を行うよう努めるものとする。
- 5 前項の情報収集及び調査にあたっては、公正性の確保及び情報の適切な取扱いに留意しなければならない。

(実施方法)

第5条 市長等は、企画競争を実施する場合は、公募型によるものとする。ただし、法令等の制限により提案者が限定されるときは、指名型によることができる。

(公正性等の向上)

第6条 市長等は、企画競争を実施するにあたっては、あらかじめ次の事項について整理し、当該企画競争の公正性、透明性及び競争性を高めるよう努めなければならない。

- (1) 事業の概要（業務内容及び履行期間など）
- (2) 企画競争によるべき理由
- (3) 参加資格（公募型により実施する場合に限る。）
- (4) 指名型により実施する理由、指名基準及び指名業者（指名型により実施する場合に限る。）
- (5) 評価委員及び評価基準に関する事項
- (6) 実施スケジュール

(参加資格)

第 7条 市長等は、公募型の実施にあたっては、原則として、名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号。以下「手続要綱」という。）第 5条に準じて参加資格を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に広く提案を求める必要がある場合は、手続要綱第 5条第 1項第 1号に定める登録事業者であることを参加資格として定めないことができる。ただし、この場合は、信用確認のため、名古屋市競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の認定に準じた書類の提出を求めるものとする。

(指名業者数)

第 8条 市長等は、指名型の実施にあたっては、指名基準を満たす者のうち 5 者以上を指名しなければならない。ただし、法令等の制限により指名基準を満たす者が 5者に満たない場合は、4者以下とすることができる。

(評価委員の選任)

第 9条 市長等は、企画競争を実施するにあたっては、3人以上の評価委員を選任しなければならない。

2 前項の評価委員は、当該企画競争に係る契約上限金額が 500万円を超える場合は、外部評価委員から選任するものとする。

3 前項の場合において、提案者の能力及び提案内容に係る評価を行うにあたり特段の必要があるときは、本市職員から評価委員を選任することができる。ただし、当該本市職員の人数は 2人を上限とし、かつ、評価委員総数の半数未満としなければならない。

4 第 1項により選任した評価委員の氏名等は、契約候補者の決定の日までの間、原則として非公表とするものとする。

5 市長等は、評価委員が合議により提案者の能力及び提案内容に係る評価を行う場合は、附属機関として条例により評価委員会を設置しなければならない。

6 前項の場合における評価委員は、原則として本市職員以外の者から選任し

なければならない。

（評価委員の責務等）

第10条 評価委員は、客観的かつ公正な評価を行うため、次に掲げる責務等を果たさなければならない。

- (1) 提案者の能力及び提案内容に係る評価にあたっては、評価項目ごとに、適正かつ公正な評価を行うこと。
- (2) 提案者の能力及び提案内容に係る評価にあたっては、附属機関として条例により評価委員会を設置する場合を除き、各評価委員が独立して評価を行うこと。
- (3) 契約候補者の決定の日までの間、提案者と利害関係を有しないこと。
- (4) 不正な利益を図るために提案者からの接触があった場合は、速やかに市長等へ申し出ること。
- (5) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であること。

2 市長等は、評価委員を選任するにあたっては、評価委員として選任される者に対し、あらかじめ前項各号に掲げる事項を書面などにより説明しなければならない。

（評価委員等の所掌事務）

第11条 評価委員は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準に関し、意見を述べること。
 - (2) 提案者の能力及び提案内容に係る評価を行うこと。
- 2 附属機関として条例により評価委員会を設置する場合には、当該評価委員会は、前項第 1号の評価基準に係る調査審議及び同項第 2号の評価を合議により行い、その結果を市長等に答申するものとする。

（評価委員の除斥等）

第12条 市長等は、評価委員が第10条第 1項の定めに違反するなど、評価委員として適当でない事実が判明したときは、当該評価委員をそれ以降の手續に

参加させてはならない。

- 2 前項の場合においては、市長等は、当該評価委員が行った評価を除外又は企画競争を中止しなければならない。
- 3 前項において評価委員が行った評価を除外する場合は、手続要綱第79条第1項に定める契約審査会（以下「契約審査会」という。）の議を経なければならない。ただし、附属機関として条例により評価委員会を設置している場合は、当該評価委員会の議を経るものとする。
- 4 市長等は、評価委員と提案者との間において企画競争の公正性を害す行為が行われた疑いがある場合は、速やかに財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。

（評価基準）

第13条 市長等は、提案者の能力及び提案内容に係る評価基準として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価項目
 - (2) 各評価項目において優劣を判断する基準
 - (3) 各評価項目の配点及び付与する点数の基準
 - (4) 契約候補者に求められる最低基準
 - (5) 提案者の順位の決定方法
- 2 前項第1号の評価項目を設定する場合においては、市内本店事業者への評価点を設定するよう努めるものとする。

（企画競争の実施に係る契約審査会）

第14条 市長等は、企画競争の実施にあたっては、次の事項について、契約審査会の議を経なければならない。

- (1) 自治令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を行うことの可否
- (2) 第4条第3項に定める要件への適合
- (3) 特例政令の適用の有無
- (4) 参加資格、当該参加資格の必要性及び妥当性（公募型により実施する場合に限る。）

- (5) 指名基準、当該指名基準の妥当性及び指名業者（指名型により実施する場合に限る。）
- (6) 評価委員の選任に関する事項
- (7) 評価基準に関する事項
- (8) その他必要な事項

（評価委員の意見聴取）

第15条 市長等は、第13条第 1項の評価基準を定めるにあたっては、あらかじめ評価委員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

（企画競争の実施）

第16条 市長等は、企画競争に係る公告又は指名通知を行うにあたっては、実施公告又は指名通知書（以下「実施公告等」という。）において、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 事業の概要（件名、業務内容及び履行期間など）
- (2) 契約上限金額
- (3) 参加資格（公募型により実施する場合に限る。）
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称
- (5) 実施に係る説明会の日程及び参加方法（説明会を開催する場合に限る。）
- (6) 参加資格確認申請書類の提出方法及び提出期間（公募型により実施する場合に限る。）
- (7) 見積書（積算内訳書を含む。以下同じ。）及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の提出方法及び提出期間
- (8) 審査方法及び日程
- (9) 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準
- (10) 契約候補者の選定方法
- (11) 審査結果の通知及び結果の公表に関する事項
- (12) その他必要な事項

2 市長等は、公募型の実施にあたっては、参加資格確認申請書類の提出期限の前日から起算して少なくとも20日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3

年名古屋市長令第36条) 第 2条第 1項に定める本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前までに公告を行わなければならない。ただし、災害への対応など緊急の対応を要すると客観的に認められる場合は、その期間を10日（休日を含まない。）までに短縮することができる。

- 3 市長等は、指名型の実施にあたっては、企画提案書等の提出期限の前日から起算して少なくとも10日（休日を含まない。）前までに指名通知を行わなければならない。
- 4 第 1項第 5号の説明会は、発注する業務の性質上、提案者に対し、対面又は業務の履行場所における説明を行うことが、適切な提案を求めるにあたって必要不可欠である場合に限り開催するものとする。
- 5 第 1項第 6号の参加資格確認申請書類及び同項第 7号の企画提案書等の提出期間は、同一とするものとする。
- 6 第 1項第 6号の参加資格確認申請書類及び同項第 7号の企画提案書等は、特段の事情がない限り、同一の方法により、かつ、同時に提出させるものとする。

（情報の取り扱い）

第17条 本市職員及び評価委員は、その職務を行うにあたり、実施公告等において明らかにするべき情報を知り得た場合は、公告又は指名通知を行う日までの間、当該企画競争に係る事務を行う職員以外の者に対し、前条第 1項（第 4号を除く。）に定める事項に係る情報を漏らしてはならない。

- 2 本市職員及び評価委員は、その職務を行うにあたり、次に掲げる情報を知り得た場合は、契約候補者の決定の日までの間、当該企画競争に係る事務を行う職員以外の者に対し、当該情報を漏らしてはならない。
 - (1) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等を提出した者の商号又は名称
 - (2) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等を提出した者の数
 - (3) 各提案者が提出した見積書に記載された見積金額
 - (4) 各提案者が提出した企画提案書における記載事項
 - (5) 各提案者の能力及び提案内容に係る評価点
 - (6) その他企画競争の公正性を害すおそれのある情報

(参加資格の確認)

第18条 市長等は、公募型の実施にあたっては、参加資格確認申請書類の提出期限の日現在をもって、提案者の参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 提案者の参加資格に疑義があると認められる場合における前項の確認は、契約審査会の議を経て行うものとする。

3 手続要綱第5条第1項第1号に定める登録事業者であることを参加資格としている場合において、提案者が登録事業者でないときは、契約締結のときに登録事業者であることを条件として、参加資格があることを確認するものとする。

4 市長等は、参加資格がないと認めた者に対しては、速やかに参加資格がないと認めた旨及びその理由を書面等（書面又は電子メールなど、相手方に対して通知した記録が残る方法。以下同じ。）により通知しなければならない。

5 前項の通知には、所定の期限までに参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

(参加資格の喪失)

第19条 市長等は、前条第1項において参加資格を有すると確認した者のうち、契約候補者の決定の日までの間に参加資格を有しないこととなった者がある場合は、その者を参加資格を有しない者として取り扱うものとする。ただし、参加資格を有すると確認した日以後、契約候補者の決定の日までの間に有効期間の満了を理由として入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

2 前項の場合は、参加資格を有しないこととなった者に対し、前条第4項の例により通知しなければならない。

3 市長等は、指名業者のうち、指名基準を満たさないこととなった者がある場合は、その者の指名を取り消すものとする。

(参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明)

第20条 第18条第 4項又は前条第 2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を含まない。）以内に、参加資格等がないと認めた理由及び参加資格を有しない者とした理由（以下「無資格理由」という。）について、市長等に対して書面により説明を求めることができる。

2 市長等は、前項により無資格理由についての説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等により回答しなければならない。

3 前項の回答は、原則として、契約審査会の議を経て行わなければならない。

（企画提案書等の無効）

第21条 次のいずれかに該当する企画提案書等は、無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
- (2) 記入事項を判読できない企画提案書等
- (3) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
- (4) 虚偽の事項が記載された企画提案書等
- (5) 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
- (6) 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
- (7) 実施公告等に定める期限までに提出されなかった企画提案書等
- (8) その他実施公告等に定める条件に違反した企画提案書等

（提案者の能力及び提案内容に係る評価）

第22条 評価委員は、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目以外の項目について、提案者の能力及び提案内容に係る評価を行い、評価点を算出するものとする。

2 市長等は、前項における評価点の算出後、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目について、評価点を算出するものとする。

（契約候補者の決定）

第23条 市長等は、前条第 1項及び第 2項において算出した評価点の合計に基

づき提案者に順位を付し、契約候補者を決定するものとする。ただし、附属機関として条例により評価委員会を設置した場合は、当該評価委員会の答申に基づき契約候補者を決定するものとする。

2 前項の決定にあたっては、次の事項について契約審査会の議を経なければならない。

- (1) 契約候補者が参加資格を有すること（公募型により実施する場合に限る。）。
- (2) 契約候補者の選定が実施公告等により定められた方法により行われていること。
- (3) 実施公告等において定められた評価基準に基づいて、適正に提案者の能力及び提案内容に係る評価が行われていること。
- (4) 実施公告等において定められた方法に基づいて順位付けがなされていること。
- (5) その他必要な事項

（審査結果の通知）

第24条 市長等は、契約候補者を決定した場合は、各提案者に対し、速やかに次の事項を通知するものとする。

- (1) 当該提案者が契約候補者に選定された旨又は選定されなかった旨
- (2) 当該提案者の順位及び評価点数
- (3) 当該提案者が契約候補者に選定されなかった場合、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

2 市長等は、契約候補者に求められる最低基準を満たす提案者がなかったため契約候補者を選定しない場合は、各提案者に対し、前項各号の事項に加え、その旨を通知するものとする。

（契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明）

第25条 契約候補者に選定されなかった者は、前条各項の通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を含まない。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由について、市長等に対して書面により説明を求めることができる。

- 2 市長等は、前項により説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等により回答しなければならない。

(契約協議)

第26条 市長等は、契約候補者を決定した場合は、当該契約候補者との間において、提案内容に基づいた仕様及び契約金額を定めるための協議を行うものとする。

- 2 前項の協議においては、公正性及び透明性の確保を図るため、あらかじめ実施公告等で示した事項の変更は認めないものとする。
- 3 第1項の協議における契約候補者が企画提案書に記載した提案内容の変更は、本市にとって不利とならない変更であって、契約候補者の選定結果に影響を及ぼさないものに限るものとする。

(契約締結)

第27条 市長等は、前条第1項の協議が調った場合は、自治令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結するものとする。

- 2 市長等は、契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、前条第1項に定める協議を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。ただし、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(1) 参加資格を有しないこととなった場合

(2) 指名基準を満たさないこととなった場合

(3) 名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）を受けた場合

(4) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書

（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋

市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置を受けた場合

- 3 第 1項の契約締結にあたっては、契約の相手方が業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

（結果の公表）

第28条 市長等は、前条第 1項により契約を締結した場合は、手続要綱第75条第 4項に定めるもののほか、次の事項を公表しなければならない。

- (1) 提案者の名称、順位及び評価点数
- (2) 自治令第 167条の 2第 1項第 2号に定める随意契約に該当する理由及び契約の相手方を選定する方法として企画競争を選択した理由
- (3) 順位が 2位以下の提案者を契約の相手方としたときは、その理由

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 4年10月 1日から施行し、令和 5年 4月 1日（以下「適用日」という。）以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る事務等の手続について適用し、適用日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る事務等の手続については、なお従前の例による。
- 2 本ガイドラインの改正以後、各局区室における運用状況により、必要に応じてガイドラインの見直しを行うものとする。

附 則

このガイドラインは、令和 6年 1月 4日から施行し、令和 6年 4月 1日（以下「適用日」という。）以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る事務等の手続について適用し、適用日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に係る事務等の手続については、なお従前の例による。

附 則

このガイドラインは、令和 6年 4月 1日から施行する。